

江差町「新生活様式」対応支援助成金交付要綱

令和2年8月3日
江差町告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、江差町内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者が、事業活動の継続に向けて、新しい生活様式を取り入れた感染拡大防止対策、快適な顧客空間の創出、新たな営業スタイルの導入等に取り組むために実施する事業に対し、予算の範囲内で、江差町「新生活様式」対応支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、江差町内における感染拡大防止の徹底と安心・安全な事業活動の維持確保、顧客満足度の向上を図ることにより、町内経済の活性化に資することを目的とする。

2 助成金の交付については、江差町補助金等交付規則（昭和54年江差町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者をいう。
- (3) 小規模企業者 同法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供される施設をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和2年4月1日において江差町内に事業所を有し、江差町内において事業活動を行っている中小企業者・小規模企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する中小企業者・小規模企業者は、交付対象者としなない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者。
- (4) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、助成対象者が第1条第1項の目的を達するために実施する、専ら顧客の利用に供する空間又は顧客向けのサービスを対象とした次に掲げる事業とする。

- (1) 新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）
- (2) 新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。

- (1) 江差町外に所在する事業所を対象とした事業
- (2) 経費の全部又は一部について、他の補助制度の交付決定又は補助金等の支払いを既に受けた事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする営業を行う施設を対象とした事業
- (4) 住居兼事業所の住居部分、従業員が利用する事務室や会議室、休憩室、車庫、倉庫など専ら顧客の利用に供する空間とは認められない空間を対象とした事業

(助成対象経費、助成率及び助成限度額等)

第5条 前条に定める助成対象事業の事業区分、助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率及び助成限度額は、別表に定めるところによる。

2 前項の助成金の算出に当たっては、事業区分ごとに助成率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 助成対象経費には、以下の各号に掲げるものは含めないこととする。

- (1) 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税（事業費の110分の10に相当する額）
- (2) 公租公課
- (3) リース取引によるリース料
- (4) 既存設備の撤去・廃棄に係る経費
- (5) 設備、機器の修理・修繕に係る経費
- (6) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (7) 設備、備品、システム等に係る維持管理経費（保守費用、光熱水費、燃料費、通信運搬費など）

- (8) 各種保証・保険料
- (9) トイレ改修に伴う下水道接続に係る受益者負担金
- (10) その他、第1条第1項の目的に照らして町長が適当でないと認める経費

4 助成対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との区分が困難なものは、助成対象経費から除外するものとする。

(実施期間)

第6条 助成対象事業の実施期間は令和2年4月1日から令和3年1月31日までとし、この期間外に実施した事業及び発生した経費については、助成の対象としない。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、事業所を単位として行うものとし、第4条第1項各号に規定する事業ごとにそれぞれ1回限りとする。

3 前2項の申請を行う場合において、申請者は事業内容に応じて、次に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

(1) 改修等の工事の内容が確認できる図面等及び整備する機器の仕様が確認できるカタログ等

(2) 改修等の工事、機器整備やシステム導入に係る見積書等の事業費が確認できる書類

4 第1項の申請ができる期間は、この要綱の施行の日から令和2年12月29日までとする。ただし、予算執行の都合上、町長が必要と認める場合は、期間を短縮又は延長することができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金の不交付を決定したときは、不交付の理由を付して申請者に通知するものとする。

(事業の取止め等)

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、規則第7条の規定により、助成金の申請の取下げを行う場合には、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付申請取下書（様式第2号）を、交付決定の通知を受けた日から10日以内に町長に提出するものとする。この場合において、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

2 助成事業者は、事業の遂行が困難なため助成対象事業を取り止める場合は、江差町「新生活様式」対応支援助成金事業取り止め届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（事業の変更等）

第10条 助成事業者は、助成事業の内容等を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ江差町「新生活様式」対応支援助成金変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 第7条第3項の規定は、前項の変更等承認申請を行う場合に準用する。

（概算払）

第11条 助成事業者は、概算払による助成金の交付を希望する場合は、江差町「新生活様式」対応支援助成金概算払申請書（様式第5号）を町長に提出することができる。

2 前項の規定による概算払申請書の提出があった場合、町長は助成金の概算払を行うことができるものとし、その額は交付決定額の10分の9以内の額（千円未満切り捨て）とする。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、助成事業が完了した場合は、当該助成事業完了後30日を経過する日又は令和3年2月12日のいずれか早い日までに、江差町「新生活様式」対応支援助成金事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 改修等の工事の内容、整備した機器、購入した備品等が確認できる写真
- (2) 改修等の工事費の内訳が確認できる明細書
- (3) 助成対象経費に係る領収書又は支払いをしたことが確認できる書類等の写し（購入した品目等が確認できるものに限る。）

（助成金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付決定をした範囲内において助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第14条 町長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が第3条に規定する交付対象者としての要件を満たしていないと判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

- (3) 助成金を交付決定された内容以外の用途に使用したとき。
- (4) 助成金を交付決定された内容の事業を遂行しなかったとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (6) 規則、この要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、第13条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第23条ただし書の町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）とする。

2 規則第23条第4号の町長が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

(証拠書類の保存)

第17条 助成事業者は、本助成金の交付に係る書類等を整備し、助成金交付の日の属する会計年度の終了から5年間保管しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

助成対象事業	事業区分	助成対象経費	助成率	助成上限額
<p>新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）</p>	<p>(1) 「三密」回避のための顧客空間の整備</p>	<p>(1) 人と人との間隔をできるだけ空けるための以下の改修に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室から大部屋への転換、座席レイアウトの変更、個室空間の新設等 <p>(2) 密閉空間を避けるための以下の改修等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備の新設等（取り換えの場合は、機能向上が図られるものに限る） ・換気を行うために必要な網戸等の設置 ・空気清浄機の設置など三密回避のための設備導入 ・空間の抗菌・抗ウイルス加工（消耗品の購入のみの場合を除く） <p>(3) 密接を避けるための以下の改修等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーテーションの設置、席間の間仕切り等の設置 ・人感センサー付きの照明器具の整備 	<p>100分の99</p>	<p>1施設あたり、 宿泊施設 3,000 千円 その他の施設 1,500 千円</p> <p>ただし、事業区分ごとに以下のとおり助成上限額を設ける。</p> <p>事業区分(1) 宿泊施設 1,000 千円 その他の施設 1,000 千円</p> <p>事業区分(2) 宿泊施設 3,000 千円 その他の施設 1,000 千円</p>
	<p>(2) 快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修</p>	<p>(1) 快適な顧客空間の整備のための以下の改修等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン等マスク着用による熱中症予防に資する機器の設置（更新を含む） ・トイレの改修、その他顧客空間の快適化・顧客満足度の向上のための改修 ・Wi-Fi 設備の導入など顧客の利便性・満足度の向上につながる設備導入等 <p>(2) 省エネ・省スペースのための以下の改修等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化改修 ・省エネ、省スペースのための機器、設備の更新 	<p>100分の77</p>	<p>その他の施設 1,000 千円</p>

新生活様式 「新しい営業 スタイル導入」事業(ソフト系事業)	(1) 新たなチャレンジ	(1) キャッシュレスシステム、テイクアウト・デリバリーへの業態転換など新たなシステム等の導入に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレスシステムや注文システムの導入経費 ・WEBサイトの構築や制作に関する初期費用 ・PR資材(のぼり、看板等)等の製作費 ・ネット販売等の販路拡大に向けた取組に係る経費(商品開発、栄養成分表示に係る検査経費等) 	100分の99	1施設あたり、300千円 ただし、事業区分ごとに以下のとおり助成上限額を設ける。 事業区分(1) 200千円 事業区分(2) 200千円 事業区分(3) 50千円
	(2) 「接触」回避のための新しい営業スタイル導入	(1) 接触を減らすためのシステム導入、備品購入等に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・接客カウンター等に飛沫感染防止のための「透明板」の設置(消耗品の購入) ・券売機、非接触体温計、サーモグラフィーカメラ、ノータッチディスペンサー等の備品整備 	100分の99	
	(3) 飛沫・接触感染防止対策	(1) 飛沫・接触感染防止対策のための消耗品等の購入に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールシート、フロアマーカ等の購入費 ・マスク、消毒液、除菌スプレー等の衛生用品の購入費 ・テイクアウト・デリバリーへの業態転換に伴う消耗品の購入費等 	100分の99	

江差町「新生活様式」対応支援助成金交付申請書

江差町長 様

(申請者)

住所（※）	
法人名又は 屋号・店舗名	
代表者役職・ 氏 名	⑩

〔※法人は「本店所在地又は主たる事業所の所在地」
を、個人事業主は「自宅の住所」を記載〕

担当者名

電話番号

江差町「新生活様式」対応支援助成金の交付を受けたいので、江差町「新生活様式」
対応支援助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業区分

<input type="checkbox"/>	新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）
<input type="checkbox"/>	新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）

2 助成事業を行う事業所（店舗・施設）

業 種	
所 在 地	
名 称	

3 申請額

□新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）

事業区分	事業費（税込） A	事業費（税抜） B = A × 100 / 110	助成率 C	助成額 D = B × C
(1) 「三密」回避のための顧客空間の整備	円	円	99/100	㉞ 円 上限 宿泊施設 100 万円 その他 100 万円
(2) 快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修	円	円	77/100	㉟ 円 上限 宿泊施設 300 万円 その他 100 万円
※Bは円未満切上げ、Dは1,000円未満切捨て			助成金申請額㉞+㉟	円
			(上限 宿泊施設 300 万円 その他 150 万円)	

□新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）

事業区分	事業費（税込） A	事業費（税抜） B = A × 100 / 110	助成率 C	助成額
(1) 新たなチャレンジ	円	円	99/100	㊲ 円 上限 20 万円
(2) 「接触」回避のための新しい営業スタイル導入	円	円	99/100	㊳ 円 上限 20 万円
(3) 飛沫・接触感染防止対策	円	円	99/100	㊴ 円 上限 5 万円
※Bは円未満切上げ、Dは1,000円未満切捨て			助成金申請額㊲+㊳+㊴	円
			(上限 30 万円)	

4 交付対象要件確認

[中小企業者・小規模企業者確認欄]

交付対象の要件（中小企業者・小規模企業者）に該当することを確認します。

業種	交付対象の要件
<input type="checkbox"/> 製造業	資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
<input type="checkbox"/> 建設業	
<input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業	
<input type="checkbox"/> 農業、林業、漁業	
<input type="checkbox"/> 情報通信業（通信業、インターネット付随サービス業を除く）	
<input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業を除く）	
<input type="checkbox"/> その他の業種	
<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下
<input type="checkbox"/> 情報通信業（通信業、インターネット付随サービス業に限る）	資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下
<input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業に限る）	
<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業	
<input type="checkbox"/> 宿泊業	
<input type="checkbox"/> 医療、福祉	
<input type="checkbox"/> 複合サービス事業	
<input type="checkbox"/> サービス業（他に分類されないもの）	
<input type="checkbox"/> 飲食サービス業	資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	

※複数の業種がある場合は、該当するすべての業種に をしてください。

[交付対象外要件確認欄]

□以下に該当しないことを確認します。

- | |
|---|
| (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 |
| (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。 |
| (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。 |
| (4) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。 |
| (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 |

上記4で確認した内容に相違ありません。

令和 年 月 日

江差町長 様

住所・所在地

法人名又は
屋号・店舗名

代表者名

印

江差町「新生活様式」対応支援助成金交付申請取下書

江差町長 様

(申請者)

住所（※）	
法人名又は 屋号・店舗名	
代表者役職・ 氏 名	⑩

〔※法人は「本店所在地又は主たる事業所の所在地」
を、個人事業主は「自宅の住所」を記載〕

担当者名

電話番号

令和 年 月 日付け江差町指令第 号にて助成金の交付決定を受けた江差町「新生活様式」対応支援助成金事業について、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付要綱第9条第1項の規定により申請を取り下げます。

江差町「新生活様式」対応支援助成金事業取り止め届出書

江差町長 様

(申請者)

住所（※）	
法人名又は 屋号・店舗名	
代表者役職・ 氏 名	⑩

※法人は「本店所在地又は主たる事業所の所在地」
を、個人事業主は「自宅の住所」を記載

担当者名

電話番号

令和 年 月 日付け江差町指令第 号にて助成金の交付決定を受けた江差町「新生活様式」対応支援助成金事業について、下記のとおり事業を取り止めたいので、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

記

取り止めの理由

江差町「新生活様式」対応支援助成金変更等承認申請書

江差町長 様

(申請者)

住所（※）	
法人名又は 屋号・店舗名	
代表者役職・ 氏 名	⑩

〔※法人は「本店所在地又は主たる事業所の所在地」
を、個人事業主は「自宅の住所」を記載〕

担当者名

電話番号

令和 年 月 日付け江差町指令第 号にて助成金の交付決定を受けた江差町「新生活様式」対応支援助成金事業について、下記のとおり変更したいので、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

交付決定額		円
変更後の額		円

2 変更の内容・理由

--

3 申請額（変更後）

□新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）

事業区分	事業費（税込） A	事業費（税抜） B = A × 100 / 110	助成率 C	助成額 D = B × C
(1) 「三密」回避のための顧客空間の整備	円	円	99/100	㉞ 円 上限 宿泊施設 100 万円 その他 100 万円
(2) 快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修	円	円	77/100	㉟ 円 上限 宿泊施設 300 万円 その他 100 万円
※Bは円未満切上げ、Dは1,000円未満切捨て			助成金申請額㉞+㉟ (上限 宿泊施設 300 万円 その他 150 万円)	円

□新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）

事業区分	事業費（税込） A	事業費（税抜） B = A × 100 / 110	助成率 C	助成額
(1) 新たなチャレンジ	円	円	99/100	㊲ 円 上限 20 万円
(2) 「接触」回避のための新しい営業スタイル導入	円	円	99/100	㊳ 円 上限 20 万円
(3) 飛沫・接触感染防止対策	円	円	99/100	㊴ 円 上限 5 万円
※Bは円未満切上げ、Dは1,000円未満切捨て			助成金申請額㊲+㊳+㊴ (上限 30 万円)	円

江差町「新生活様式」対応支援助成金概算払申請書

江差町長 様

(申請者)

住所（※）	
法人名又は 屋号・店舗名	
代表者役職・ 氏 名	⑩

（※法人は「本店所在地又は主たる事業所の所在地」
を、個人事業主は「自宅の住所」を記載）

令和 年 月 日付け江差町指令第 号にて助成金の交付決定を受けた江差町「新生活様式」対応支援助成金について概算払を受けたいので、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 助成金の概算払を受けたい時期 令和 年 月
- 3 助成金の概算払を受けたい額 金 円
- 4 助成金の振込先口座

金融機関名							店名	
銀行 信用金庫							本店 支店	
種別	口座番号						(フリガナ)	
							口座名義	
1 普通								
2 当座								

江差町「新生活様式」対応支援助成金事業実績報告書

江差町長 様

(申請者)

住所（※）	
法人名又は 屋号・店舗名	
代表者役職・ 氏 名	⑩

※法人は「本店所在地又は主たる事業所の所在地」
を、個人事業主は「自宅の住所」を記載

担当者名

電話番号

令和 年 月 日付け江差町指令第 号にて助成金の交付決定を受けた江差町「新生活様式」対応支援助成金事業について、令和 年 月 日に事業が完了したので、江差町「新生活様式」対応支援助成金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 実績額

交付決定額	円
実績額	円

2 助成金の振込先口座

金融機関名		店名
銀行 信用金庫		本店 支店
種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義
1 普通 2 当座		

3 実績額の算定

□新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）

事業区分	事業費（税込） A	事業費（税抜） B = A × 100 / 110	助成率 C	助成額 D = B × C
(1) 「三密」回避のための顧客空間の整備	円	円	99/100	㊷ 円 上限 宿泊施設 100 万円 その他 100 万円
(2) 快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修	円	円	77/100	㊸ 円 上限 宿泊施設 300 万円 その他 100 万円
※Bは円未満切上げ、Dは1,000円未満切捨て			助成金申請額㊷+㊸ (上限 宿泊施設 300 万円 その他 150 万円)	円

□新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）

事業区分	事業費（税込） A	事業費（税抜） B = A × 100 / 110	助成率 C	助成額
(1) 新たなチャレンジ	円	円	99/100	㊹ 円 上限 20 万円
(2) 「接触」回避のための新しい営業スタイル導入	円	円	99/100	㊺ 円 上限 20 万円
(3) 飛沫・接触感染防止対策	円	円	99/100	㊻ 円 上限 5 万円
※Bは円未満切上げ、Dは1,000円未満切捨て			助成金申請額㊹+㊺+㊻ (上限 30 万円)	円